

公益財団法人新潟県スポーツ協会役員等選出内規

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第22条に定める役員の選任及び第11条に定める評議員の選出について定める。

(役員等の制限年齢)

第2条 役員及び評議員は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、会長が役員として再び選任される場合についてはこの限りでない。

(役員等の任期の制限)

第3条 役員及び評議員は、連続して3期を超えて就任することができない。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び名誉会長についてはこの限りでない。

(役員を選任方法)

第4条 定款22条に定める役員は、次に掲げる区分から理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会において選任する。

- (1) 加盟競技団体関係者
- (2) 加盟学校体育団体関係者
- (3) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者
- (4) 企業スポーツ関係者
- (5) 学識経験者

(評議員の選出方法)

第5条 定款第22条に定める評議員は、次に掲げる区分から評議員候補者を定め、評議員選定委員会において選出する。

- (1) 加盟競技団体関係者
- (2) 加盟市町村スポーツ（体育）団体関係者
- (3) 企業スポーツ関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 報道関係者
- (6) 学識経験者

(その他)

第6条 この内規に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。
- 2 役員選出内規（昭和56年9月21日施行）は、廃止する。

平成21年3月3日改正

平成30年4月1日改正